

第4章 ベトナム農村工業化政策の展開 アンザン 省の事例を中心に

著者	出井 富美
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	552
雑誌名	移行期ベトナムの産業変容：地場企業主導による 発展の諸相
ページ	137-189
発行年	2006
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011891

第4章

ベトナム農村工業化政策の展開

アンザン省の事例を中心に

出井 富美

はじめに

1986年に始まったドイモイ政策は、農業集団化にともなう農業生産の縮小・停滞の危機とそれに付随したベトナム経済全体の危機を打破する試みであった。その結果、米作を中心に農業生産が回復し、コメの自給化も達成されるとともに、ベトナムはコメの輸出国としての本来の潜在的生産力を引き出すことに成功した。農業生産の成長はベトナム経済全体の牽引力としても機能し、ドイモイ政策は期待されていた役割をほぼ達成することができた。ソ連解体・コメコン崩壊という外的な状況変化を異例なほどスムーズに乗り越えられたのも農業がクッションの役割を果たした結果である。しかし2000年初頭前後、ベトナム農業は農産物貿易の自由化という外圧のなかで、ベトナム国内のみならず国際市場においていかに競争力をもちうるかという課題に直面することになった。これはドイモイ初期に期待された課題とは異なる、国際市場を視野にいれた農業の発展という新たな課題である。その新たな状況のなかでは、効率的な農業生産を可能とする経営規模の実現が不可欠であるとする認識が強まってきている。しかしそのプロセスの裏面として、経営規模を拡大した農家と対照的に、農村における土地不足・土地なし農民や農業労働者の増大がみられ、所得格差拡大、大量の半失業・完全失業者の滞留な

どの社会的緊張が無視できなくなってきた。そのため雇用創出と社会経済的地位の向上による所得格差拡大の解消という課題が大きく浮上したが、都市での雇用吸収力だけに依存することは非現実的であり、農村工業が雇用吸収において果たす役割がますます重要となっている。

ここではドイモイ政策の最大の成果といわれる農業生産引き上げの一定の成功の陰の部分重視せざるをえなくなってきたという新たな状況を背景として、2000年以降にベトナム政府が新たに打ち出してきた地場産業を含む農村工業振興策の分析を最初に試みる。農村工業化政策は新たな農業・農村開発政策の一環でありながら、同時に国際経済に参入を深めるベトナム経済の構造変化を組み入れたものとなりつつある。そのような環境のなかで農村工業とはそもそもどのようなものかも改めて問われることになる。農村工業の定義自体が流動的であるのはそのためである。これについては第2節で詳述するが、一言で農村工業といっても多様な性格を有するものが時には相互に重なって存在する。さらに世界経済へのベトナムの参入のありかたにも関連する。

つぎに、上記との関連で南部アンザン（An Giang）省の事例を検討し、ベトナムのような途上国の農村工業化であっても、グローバリゼーションとのかわりを抜きに発展の展望を描くのは非現実的ではないかという問題を提起したい。過剰労働力の吸収と所得分配の格差是正という農村工業化の社会政策的側面、経済的に自立しうる経営基盤の確立という経営的側面を実現するためには、このようなベトナム農村工業を取り巻く新たな環境を把握することも不可欠であると思われる。

第1節 ドイモイ後の農村工業化政策の推移

本節はベトナムにおける農村を取り巻く環境と農村工業発展政策の推移をみることによって、ベトナム政府のもつ現実認識を考察し、そこから農村工

業化政策におけるベトナムの特徴を抽出しようとするものである。

1. 農村開発戦略における農村工業化の重要性

ベトナムにおける農村工業の発展政策は、1993年6月の第7期第5回共産党中央執行委員会の「農村の経済・社会の継続的刷新と発展に関する第5号決議」¹⁾において、農村開発戦略の重要な要として初めて体系的に提起された。この決議の最も重要視している課題は、1988年の政治局「第10号決議」²⁾を踏まえた新たな段階における農業生産構造および農村経済構造の転換政策の具体化である。それは国際市場をにらむ農業の発展とそれを担う経営主体の育成、および農村工業・地場産業、サービス業という非農業業種の振興を通じる社会労働の再配置による農村経済構造の再編成である。それは従来のコメ一辺倒の生産構造から国内外の市場動向を見据えた作物構成の多様化に向けた農業生産構造への転換を図るとともに、農業経営に長けた農家への土地集積を実現し、国際競争力をもつ大規模・機械化農業を目指すものとなっている。同時に農村経済構造転換を促進し、農・水産物の加工を中心とする農村工業および陶芸、絹織物などの伝統工芸を含む小手工業およびサービス部門を発展させ、農村部に大量に滞留あるいは増大する半失業・失業者、あるいは離農した「土地なし農民」=農業労働者を非農業部門で吸収しようとするものである³⁾。

この決議を踏まえ、ベトナム共産党は1995年7月のASEAN加盟を目前に控えた1994年7月の第7期第7回中央執行委員会では工業化・近代化推進に関する決議⁴⁾を採択し、農業・農村部門においてもその工業化・近代化をその実現のための最重要課題のひとつとして提起している。

以上のようにベトナムの党・政府は、ドイモイ政策導入後の早い時期から農村開発政策・戦略、とくに農村の工業化の基本方向を示してきたことは事実である。しかし現実問題として、投資の優先度の点からも都市部の工業化を優先せざるをえず、農村工業化や農村における非農業分野の開発プロジェ

クトに関する本格的かつ具体的な対応はなされてこなかったといつてよい。しかし1990年代末以降の国際市場でみられたコメ、コーヒーなど、ベトナムの主力輸出品である一次産品の大暴落は、国際市場を視野に入れた農業の発展、つまり規模の経済を実現することによる生産性の高い農業生産、農産物の質の向上による付加価値の引き上げ、過剰生産となった農産物に代わる新たな農産物導入とともに、国際市場の変化に敏感に対応しうる新たな農業経営主体を育成することが必要かつ緊急の課題となった。また越米通商協定の締結、ASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area: AFTA）や世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）加盟で予想される国内外での農・水産物の競争激化を視野に入れざるをえなくなった。他方で都市・農村の所得格差のいっそうの深刻化を背景に、社会的安定性の見地からも農村開発戦略をよりいっそう具体化し本格化に取り組みざるをえなくなったのである。

2．初めての農村工業発展政策：首相決定第132号

このような背景のもとで、2000年11月に農村部の手工業・工芸に従事する世帯、中小の民間企業が渴望していた具体的な発展政策がついに公布された。「農村の非農業業種部門の発展に関する若干の奨励政策」についての首相決定第132号（以下、「首相決定第132号」）である⁽⁵⁾。この決定が画期的な意味をもつのは、いわゆる農業以外の産業、つまり非農業業種部門の発展奨励政策が初めて具体化されたからである。この決定に次いで2004年には「農村工業発展奨励政策」が発効し、本格的な農村の工業化が実施に移されつつある段階にはいつている。

(1) 非農業業種の発展奨励政策

2000年11月4日付の上記の「首相決定第132号」は、農業・農村開発省の提案により具体化された首相決定で、農村の手工業・美術工芸の発展に関する基本的な政策として位置づけられている。この決定の目的は、農村の小手工

業・美術工芸，とりわけ大きな輸出潜在力をもつ伝統工芸を發展させ，その製品の競争力強化により農村部の雇用創出・所得向上を実現し，都市・農村間の格差是正を図ろうとするものである。さらにその發展を農業生産構造転換および農村経済構造転換の促進要因として位置づけ，これにより農業・農村の工業化・近代化を実現しようというものである⁽⁶⁾。

この新政策の特徴は，まず第一にその実施機関が農業・農村開発省となっており，農業あるいは農村開発と関連づけられているとみることができる。農業・農村開発省がさまざまな省庁および全国合作社連盟⁽⁷⁾との横断的な連携のもとに種々の具体的な勤工活動を実施する図式となっている。たとえば，財政省は投資・信用供与，税金・各種費用，優遇税制の面で関与し，商業省は国内外の市場情報の提供および優遇税制の適用などで関与，科学・技術・環境省は技術導入，技術移転および環境保全の側面，文化情報省は伝統工芸保全の側面がかかわっている。各省および中央直属都市レベルにおいてはそれぞれの人民委員会が手工業・美術工芸發展政策の実施に責任を有し，県(huyen)，村(xa)を指導して各村の非農業業種發展の詳細な中長期計画および具体的發展プロジェクトの策定を行う。また非農業業種發展のためのインフラ整備および生産用地拡大，環境汚染問題解決のための小規模小手工業群(集落)の建設などが規定されている⁽⁸⁾。

第二に，農・林・水産物加工，建築資材，村内における建設業などとともに，小手工業・美術工芸を農村業種=非農業業種として發展奨励政策の重要な対象に位置づけている⁽⁹⁾。小手工業・美術工芸の生産から販売までの全過程を体系的に發展させる支援政策の策定が目指されているが，そのなかで伝統工芸の發展奨励策の策定が注目される。そこでは，民族の文化的価値を保持・發揮させつつ，観光などとのリンケージにより着実な發展を図るための条件整備が指摘されている⁽¹⁰⁾。それは既存の技能の蓄積などを最大限に活用しようとする意図を示唆するものである。

第三に，環境問題にも配慮がなされている。とくに化学物質，産業廃棄物の環境への悪影響を制限するために国内の自然原材料(木，籐，竹，葉)利用

とそれを使用した製品購入の奨励である⁽¹¹⁾。

第四に、小手工業・美術工芸の発展のために、財政的支援、アドバイス、情報、マーケティング、勧工、技術研究、デザインなどの活動を行う組織、個人の活動奨励とその条件整備があげられている⁽¹²⁾。これは起業支援政策であり、小手工業・美術工芸の発展を促進する重要な政策として位置づけられている。

「首相決定第132号」で規定されている各種の優遇措置および具体的政策は以下のものである。

土地政策

土地使用権証明書の交付による安定した土地使用を保証するとともに、非農業業種の発展を促すために農業、林業用地の一部転用を容認している。これは小手工業・美術工芸区あるいは小規模工業団地（cum）の形成を構想しての措置である。形成される小手工業区のインフラ整備は、この工業区が存在する県、あるいは村の人民委員会が行い、その後、小手工業・美術工芸従事者、企業などに賃借されることになっている⁽¹³⁾。

また生産用地拡大、環境汚染などによる生産拠点の移転、新たな生産拠点の建設あるいは原料栽培地区の確保などを理由とする新たな土地を必要とする小手工業世帯、企業は、優先的に最低限の賃借料で土地を借用することができる。

投資、信用政策

種々の投資優遇措置が講じられている。まず1999年に公布された「国内投資奨励法実施細則（修正）」⁽¹⁴⁾の規定にもとづき、投資優遇措置を享受できる。そのほかに、優先分野に属する投資案件の場合は、「発展支援基金」（Quy Ho tro Phat trien）からの融資とその利子補給が受けられる。融資を受けるための十分な担保・抵当物件を有さない世帯などに対しては第三者の財産（tai san ben thu ba）による保証⁽¹⁵⁾および政治・社会組織、団体の信用保証⁽¹⁶⁾により各信用組織から借り入れられるようになっている⁽¹⁷⁾。

税金および各種費用

納税に際しては優遇税率が適用される⁽¹⁸⁾。また各種費用および料金⁽¹⁹⁾の納入が義務づけられている⁽²⁰⁾が、これ以外の料金などの徴収は廃止あるいは厳禁されている。さらに地方によっては地方独自に建設した道路などで「利用料」を徴収しているが、これに対しては財政省、農業・農村開発省と協調・指導し、適正な規定を設けるとしている⁽²¹⁾。

市場情報・商品販売市場

小手工業・美術工芸従事世帯、企業などへの市場、価格および国内外の市場ニーズにもとづく商品基準などに関する情報提供体制の確立とともに、その商品の販売網拡大、市場拡大のための具体的な手だてが提示されている。まず小手工業者が自らの製品を紹介・販路拡大のために国内外で開催される見本市、展覧会に参加する場合は、その展示スペース（ブース）の賃借料の50%以上が補助され、また経営者あるいは職人の海外関連業種の視察、見本市・展覧会への参加などを奨励し、同時に一部の費用補助をすとしている。さらに小手工業などの国内外の個人・企業との合弁、業務提携が奨励されている。輸出拡大措置としては、在外大使館の商務官による現地市場調査と小手工業品・工芸品の販売網拡大をあげ、また小手工業者による直接輸出を奨励している⁽²²⁾。

科学・技術・環境問題

科学・技術・環境省は、製品生産における研究、技術刷新、デザイン改良、国内原料の優先的使用について行政的責任をもち、年次計画にこれらにかかわる経費を計上する。また工芸村における労働生産性向上、コスト削減、商品の多様化、美的センス向上のための適正技術の応用を指導し、同時に民族文化の特徴を有する伝統技術の保存にも配慮する。小手工業生産における技術導入問題では、生産過程の近代化のために機械、装置・設備および先進的な工業生産ラインなどの輸入が奨励されている。環境汚染問題については、産業廃棄物処理に関する研究を深め、その技術を移転し、農村部における環境保全を目指している。また小手工業・工芸業者は、産業廃棄物処理法を有し、環境衛生保全に留意しなければならない。さらに

環境汚染を発生させる企業などは、適当な地点に移転しなければならないと規定している点が注目される⁽²³⁾。

労働者・工芸者育成と工芸技術の伝授

労働者の育成・雇用に際しては、工業団地建設などのために国家により土地を収用された世帯の労働者の育成・雇用最優先し、次いで地元労働者の採用を規定している。また技術者養成および技術の伝授活動が重要視されており、工芸家による有料の技術伝授活動の容認および技術伝授活動における各種税金の免除が規定されている。さらに各地方における技術専門学校設立が奨励されている。とりわけ国立の技術関連の学校では小手工業・美術工芸に携わる技術者の優先的養成が規定され、工業美術学校においては輸出向けの小手工業製品・美術工芸品のデザイン設計、商品形態についての教授内容の質の向上を重視している⁽²⁴⁾。

以上で首相決定第132号の内容を概観してきたが、多くの省でこれを基礎に独自の小手工業・美術工芸発展政策の策定および具体化が行われ、実施に移されている。実績があがっているケースとしては、輸出向けの美術工芸セクター振興、しかも大都市近郊の美術工芸品、たとえばハノイ市郊外のバッチャン伝統陶磁器村、ハティ（Ha Tay）省の絹織物などが突出しているが、上記首相決定では、より広範な業種を対象としている。しかし現状をみると、農村工業の重要な構成部分である農・水産物加工業は、コメの精米加工、タピオカの製粉業などを別にすれば、ほとんど発展していない。とくに北部においてそれが顕著である。確かに伝統的な美術工芸はすでに経験が蓄積されている分野であらためて起業する必要はないこと、初期投資が少なくすむこと、マーケティング面でもある程度ノウハウが蓄積されていたこと、投資額が少なくすむ観光サービス部門の発展と関連しやすいことから、優先度が与えられたことは理解できる。しかし農村工業化に期待されている雇用創出などの課題は、その分野だけでは達成不可能である。その点で伝統工芸に過度に依存するだけでは限界があり、再検討が求められる余地があったといえよう。

(2) 省レベルでの反応と改善提案

「首相決定第132号」が公布された後、40以上の中央直轄都市・省において農村工業発展促進のための組織と「勸工基金」が設立された。これは全国の6割の中央直轄都市・省に相当する。各地方での手工業・工芸村を中心とする農村工業発展政策の具体化の一環である。しかし「首相決定第132号」には農村工業発展促進のための組織に関する統一した規定がなく、各省ごとに異なる名称がつけられ、その組織形態も多様である。たとえば工芸村数が全国一である紅河デルタのハティ省では工業局管理下に「勸工委員会」、アンザン省などメコンデルタ各省では人民委員会副主席を主任とする「勸工主任会議」を組織している。また上記各都市・省では勸工活動資金を保証するために省財政から資金を引き出して「勸工基金」を設立し、一定の財政的裏づけを与えようとしている。多数の木工品製造の工芸村をもつバックニン(Bac Ninh)省では2002年に省財政から50億ドン(約3万1500ドル)を拠出し「勸工活動支援基金」を成立させた。ただし上記金額は各都市・省の財政的制約もあり必要額を満たす規模とは大きくかけ離れている。中央政府が財政面での支援にコミットしていないという制約がここにあらわれている。そのため、地方政府によって勸工活動促進の組織作り、勸工活動基金の設立が行われているにもかかわらず、農村工業発展がもつ緊急性に應えるものとなっているとはいえない。

少なくない地方政府が勸工活動の実践を踏まえて、中央政府に対し、勸工組織および勸工基金に関する統一したモデルを規定すべきであると提言していることは注目される。とくにアンザン省を含むメコンデルタの12の都市・省は、早くも「首相決定第132号」が施行された翌年の2001年に、会議を開いて、勸工活動に関する議定を公布するよう政府に提言している。こうした提言は、省政府が農村工業発展の重要性と緊急性を認識していたがゆえに、「首相決定第132号」の限界に対して敏感に反応した結果である。また、総合的かつ体系的で財政的な裏づけのある農村工業発展奨励政策の構築を求める圧力

が、これら南部の省の農村地域の手工業者，中小企業家，農民の間で存在していたことを推測させる⁽²⁵⁾。

「首相決定第132号」における主要な問題点は，第一に勤工活動の活動内容には言及しているが，対象とする生産・経営主体が明確に規定されていない。そのため現実の場では「農村工業および勤工サービスに投資をしようとする組織，個人を支援する」ことになっていない。勢い工芸村における既存の小手工業従事世帯など小規模生産基礎のみを対象とした発展奨励策になりがちで，それ以外の中小企業の育成，あるいは新規に参入する起業家の発展奨励策にはなっていない。第二に，農村工業発展を強力に奨励するための一定の投資優遇政策，税政策などがとられているが，国内外の投資誘致促進のためには不十分なものである。第三に，財政的制約である。「勤工基金」に関する規定が不十分であるのも一因である。

3．本格的な農村工業発展政策：政府議定第134号

政府は，こうした各地方における実践を踏まえた提言に対して，2001年11月6日にメコンデルタ地区を政策対象とする「2001～2005年段階におけるメコンデルタ地区の経済 社会発展に関する首相決定第173号」を公布した⁽²⁶⁾。これは勤工政策の具体化および勤工基金設立に関する規定を盛り込んだものである⁽²⁷⁾。その約2年半後の2004年6月9日に，ベトナム政府は「農村工業発展奨励に関する政府議定第134号」(以下，「政府議定第134号」)⁽²⁸⁾を新たに公布した。これはメコンデルタ地区における3年間の勤工活動の実践と経験を踏まえ，全国規模での新たな農村工業振興政策を実施に移すことを目的としたものである。注目すべきことは，この議定を準備したのは農業・農村開発省ではなく，工業省である点である。

従来，工芸村・手工業の所管官庁については農業・農村開発省なのか，それとも工業省なのかは必ずしも明確ではなかった。しかし2003年7月に，工業省に地方工業局(Cuc Cong nghiep Dia phuong)が設置された。これにより

工芸村・手工業が工業省の所管範囲に組み入れられたとみられる。この所管官庁の明確化にともない、農村工業化の課題がベトナム全体の工業化政策のなかに位置づけられることになった。そこに農業・農村開発省とは異なる発想が組み込まれたといえよう。その意味で、この議定は首相決定第132号の単なる発展深化という側面だけではなく、政策的方向性において大きな変更がなされたとみられる。政府議定第134号がどのような内容であるか、以下で具体的にみてみよう。

(1) 勤工活動の適用対象は、県 (huyen)、市 (thi xa)、町 (thi tran)、村 (xa) において直接的に工業投資、生産をする組織と個人（以下、「農村工業生産基礎」）である。具体的には企業法、合作社法などにもとづいて設立された中小企業、合作社および経営登記を行っている個人経営世帯である⁽²⁹⁾。また農村工業発展支援のための人材養成、技術移転、情報提供、貿易振興および生産投資に関連する「勤工サービス」を提供するあらゆる経済セクターに属する組織、個人もその適用対象とされている⁽³⁰⁾。

(2) 勤工政策を享受できる部門と業種は、農・水・林産物加工業、地場で調達しうる原材料および地元労働力に依拠する生産部門、農業機械器具の生産（部品、組立、修理部門を含む）、新商品開発・輸入代替生産および国内原材料を使用する輸出品生産部門などとされている。また小規模工業団地、小規模小手工業村工業団地などのインフラへの投資部門もその対象とされている⁽³¹⁾。

(3) 各種の優遇政策

土地政策

農村工業生産基礎は、土地法などにもとづく土地借用、土地使用権の譲渡・抵当の諸権利において優遇的政策を享受しうる。また生産用地などの狭隘さ、環境汚染防止などの理由により新たな土地使用のニーズが発生した農村工業生産基礎は、最も低い価格水準で別の土地を優先的に賃借できる。さらに省レベルの人民委員会が、小規模工業団地および工芸村への技術的インフラ建設に投資する際、土地使用に関する中・長期計画、土地の

割当ておよび土地貸与に対する使用料の運用，および農村工業生産基礎の生産投資を誘導するための好適な条件構築のために努力する責任を明確に規定している⁽³²⁾。

投資優遇政策

農村工業生産基礎は，投資優遇政策を享受できるが，とりわけ優先度の高い投資プロジェクトにかかわる農村工業生産基礎に対しては，省・県レベルの人民委員会の提案にもとづき「発展支援基金」の審査・決定を経て投資資金が融資される⁽³³⁾。

市場情報提供，商品紹介支援

各省などの人民委員会は，農村工業生産基礎が必要とする価格，商品および技術に関する国内外の市場情報入手を容易にするための環境整備を行い，また農村工業生産基礎が国内での商品紹介のための見本市，展示会に参加する場合は，展示ブースなどの賃借料の50%以上が補助される⁽³⁴⁾。

新技術の導入，応用への優遇

新しい技術，新しい原材料の活用，あるいはオートメーション技術・設備，汚染発生源処理施設への投資，工業用水を再利用している農村工業生産基礎は，情報技術，自動化技術，生物工程（バイオテクノロジー），省エネルギーなどの技術・経済プログラムを対象とする優遇政策を享受できる⁽³⁵⁾。

上記の具体的な政策からうかがわれるように，政府議定第134号では，農村工業化の早期実現を達成するための「勸工」活動が奨励され，組織，個人の農村工業生産部門への投資誘致・促進のための指導，支援およびその条件作りが目指されている⁽³⁶⁾。これはベトナムにおける「勸農」活動が各地方の農業潜在力を引き出し，ベトナムを食糧輸入国から輸出国へと大躍進させるひとつの重要な農業振興策であったという経験，実績を踏まえての施策である。

政府議定第134号における農村工業化政策は，第一に，農業・農村開発省主導による首相決定第132号とは明確に異なり，農・水産物加工業のみならず，都市工業も視野に入れた中小企業などが担う産業発展の方向性を内包している。政府議定第134号における農村工業化政策は国全体の工業化・近代化およ

び中小企業育成政策の重要な一環として位置づけられており、その全体的な構図のなかで、農村部の雇用問題、貧困問題を解決し、農村・都市間、地域間の経済格差を解消していくという方向がとられている。第二に、そこには近代技術の積極的導入や情報・宣伝・広告の役割が重視され、また農業生産物との関連性が必ずしも深くない分野をも視野に含めている。また、グローバル化の環境も考慮に入れ、農村工業の競争力を高め、国際経済に参入する道筋をつけることを目標としている⁽³⁷⁾。伝統的な農村手工業や工芸村の枠にとどまっていない点に注目すべきである。第三に、この勤工活動の経費は地方財政のみならず国家財政によって担保されており、首相決定第132号にもとづく各省主導の非農業業種発展奨励策に比べ、より強力で実効性を有する農村工業振興策となっている⁽³⁸⁾。なお、2005年6月に工業省は勤工活動展開に関する指導通知を公布し、全国的に農村工業発展促進を政策目標として指示した⁽³⁹⁾。しかし第四に、農村工業振興策における地方政府の役割も依然として重視されており、その責任が明確に規定されている。小規模工業団地建設および工芸村における技術的インフラ建設への投資奨励とそのための土地使用に関する中・長期計画立案、土地の割当ておよび土地貸与に対する使用料の運用、および農村工業生産基礎が生産に投資するための有利な条件づくりは地方政府の責任であるとされている。さらには新技術の導入、応用分野の拡大への奨励政策も地方政府の責任である。地元の事情を熟知している地方政府のイニシアティブを中央が支えるという形が有効に機能することが期待されている。なお現在、北部、南部の多くの省において地方政府による小規模手工芸村工業団地が建設されている。

4. 農村工業化政策の注目すべき新たな動向

現実に展開されている農村工業育成政策のなかで、小規模工業団地の建設と「一村一品」運動の試みは注目されるべき動きであり、以下において簡単に紹介する。

(1) 工業・小手工業群を集積する小規模工業団地の建設

小規模手工芸村工業団地 (cum cong nghiep lang nghe: CCNLN) は新たな小規模企業集積の試みである。CCNLNの統一した定義はまだないが、暫定的に以下のように説明されている⁽⁴⁰⁾。

CCNLNは、農村部に散在する小規模の工業生産経営を行っている家内工業世帯および中小企業を小規模工業団地に集中しようとするものである。その設立目的はそれぞれの生産活動により発生する環境汚染の防止・解消、および家内工業・中小企業を一箇所に集中させて生産用地拡大に対する制約などを一挙に解決することとしている。なかでも環境汚染問題の解決を重視し、産業廃棄物、廃液・汚水などの衛生的処理システムの装置を含む経済インフラ整備がうたわれている。近年都市部の企業が環境汚染回避のために農村部に工場を移転させるケースが顕著になってきているが、地方政府などにより設立された中小の工業区への企業の移転・集中化がその観点からも奨励されている。なおCCNLNの規模は、中央政府あるいは地方政府主導により設立された大規模工業区、中小規模工業区に比べると小さく、インフラ整備面でもその充足度は必ずしも高くはない。このCCNLNは北部において多くの工芸村を有するハティ省、バックニン省などではすでに多数建設され、生産が開始されている。確かに農村部の手工業生産を担う企業、世帯などを工業区に集積し、環境汚染防止・処理システムと生産経営拡大のための空間を提供することは、効率的生産環境を生み出そうとする点で注目される政策ではある。インフラの共同利用、集積される工業のシナジー（相乗）効果などに対する言及がみられないが、いわゆるクラスター効果も考慮に入れたダイナミックな発想とつながる可能性もある。

(2) ベトナム版「一村一品運動」の展開

2005年6月2日に農業・農村開発省提案による「2006～2015年時期における『一村一品』発展プロジェクト」(草案)⁽⁴¹⁾が公表された。2005年6月現在、

関係諸機関からの意見聴取段階にあるが、この草案が政府の承認を得た場合、2006年から全国的規模で運動の展開が想定されている。

農業・農村開発省による「一村一品運動」の提唱は上述した「首相決定第132号」の延長線上に位置づけられ、また日本の国際協力機構（JICA）との共同で実施された2002年の工芸村に関する調査（後述）の結果を踏まえ、農村部の非農業業種のさらなる発展策として提唱されている。その目的は「一村一品運動」による非農業業種創出によって「ますます深刻化する危機的状況」⁴²⁾にある人口圧力（都市部への労働者流入と農村部の余剰労働力の堆積）と農村・都市間の所得格差解消のひとつの方策とし、ひいては国全体の経済・社会発展に貢献するものとしている。

この「一村一品運動」は、農村工業化の方向を模索する一環であるが、手工業および工芸品生産など労働集約的職域の育成・発展により、地方経済の活性化を図り、雇用創出・所得向上・貧困削減を目指す社会政策的意味合いをもちながら、より経済発展政策としての側面が強いものと思われる。

第2節 農村工業の流動的な定義と実態

前節で述べたようにベトナムにおける「農村工業化」政策は、時間を追ってその対象および位置づけに発展がみられる。農村工業の定義は政策志向ともなって多様化するとともに、類型区分も流動的であるといえよう。定義の問題はその時々直面する課題の性格とその解決のための政策策定と切り離せないからである。「農村工業」なる術語は正式には2004年の工業省提案による「政府議定第134号」で初めて使用されたが、その後広範に用いられつつある。しかし現在、農村工業に関する全国共通の定義がなく、また暫定的に使用しているにせよ各省ごとにその意味内容が異なり、さらに南北地域間で異なっているのは問題意識の相違とそれともなう発展戦略と無関係ではないと思われる。

「農村工業」とはいつても、歴史的に市場化が不十分な段階を背景とする村落内での自給自足的手工業から、「工芸村」、「伝統工芸村」を包含する「伝統業種部門」(nganh nghe truyen thong)の再興と再編成、さらに大企業の下請的性格を有する「農村工業」など、来歴を異にするものを一括して含むような概念となっている。このように異なる政策・対応を必要とする多様な性格を有する複数の「農村工業」を含んでいるため、定義の難しさはむしろ必然的であるかもしれない。たとえば、日本の中小企業専門家の清成忠男は「地場産業(産地産業)とは、主として伝統産業から出発し、労働力および原材料は旧来の地域市場から調達している企業集団をいう。その多くは、主として労働力の面で当該地域の農業と結びつき伝統的で労働集約的な生産方法を用い、規模的には小規模企業が圧倒的に多い。製品は多くの場合、特産品としての性格を持ち、その市場は地域市場ではなく全国市場(海外市場の場合も多い)である」としている(清成[1967: 63])。これは日本の伝統工業から引き出された特徴づけであるが、ベトナムの場合にも相当程度適用できると思われる。これに対して、農産物加工業の発展には新たな市場の要求に対応した技術面での機械化は不可欠であろうし、また大企業の下請けのための農村工業の場合は労働力の技術水準・機械化の程度において伝統工業とは区別されるであろう。さらに今日のベトナムにおいて、農村工業といえども、経済的グローバリゼーションと切り離して議論することは非現実的になりつつある。後述するアンザン省での事例もそのことを示している。

なお現時点では、ベトナムの全国規模での農村工業・工芸村を対象とした総合的な調査・統計は未だ存在せず、その全体像が把握しにくい状況にある。そのため、各省(province)作成のデータをつなぎ合わせるしかない。しかし農村工業・工芸村に関する全国共通の定義も未だないため、各地域、各省のデータも同一ベースで集計・比較することは困難である。ベトナム紙誌上で報道される全国の工芸村に関する数量的データにもしばしば相互間で差が生じている。

1. 統計上の分類

ベトナム統計総局発行の*Nien giam Thong ke*〔統計年鑑〕などでは伝統産業、小手工業および農村工業は「非国営工業」(cong nghiep ngoai quoc doanh) が用いられているが、これは1988年8月17日付の政治局第16号決議「非国営経済セクターに属する各生産基礎に対する政策と管理システムの刷新について」で使用されて以降、広汎に用いられるようになった。従来、「非国営部門」(ngoai quoc doanh) は、「小手工業、建設、運輸などの合作社」を指して用いられていた。

なお表1はベトナムの経済セクター別工業生産額の推移である。工業総生産額に占める地方政府管轄下の国営部門が漸減している一方で、非国営部門の工業生産額は年々増加している。これは地方政府管轄下の国営部門の民営化の進捗と、多くの地場産業を含む非国営部門が成長していることを示すものである。工業部門の伸び率をみると、以下のような特徴を示している。まず地方政府管轄下の国営企業による工業生産額は横這い、あるいは低下の傾向を示し、非国営工業部門全体のそれも横ばい状況となっている。しかし具体的にみても、民営部門が毎年平均で高い伸び率を示しており、農村工業・工芸村の発展と同一傾向であるという保証はないが、それとの関連性が注目されるところである。

2. 党決議(1992年)にみる定義

さらに1992年の第9期第5回党中央執行委員会決議による「農業・農村・農民の研究、すなわちベトナムの村落の具体的かつ詳細な考察・研究」(Mai The Hon, chu bien [2003])の成果にもとづく以下の定義が行われてきた。この定義は1990年代初頭のベトナムの「農村工業」が直面していた課題と関連している。

表1 経済セクター別工業生産額の推移(1995～2004年)

(単位:10億ドン)

	1995	2000	2001	2002	2003	2004
工業生産額合計	103,374.7	198,326.1	227,342.4	261,092.4	305,080.4	354,030.1
国内経済セクター	77,441.5	127,041.1	147,081.4	73,993.8	195,928.6	227,720.1
国営企業	51,990.5	82,897.0	93,434.4	105,119.4	117,636.7	131,570.0
中央管轄	33,920.4	54,962.1	62,118.9	69,640.1	80,917.0	92,653.1
地方管轄	18,070.1	27,934.9	31,315.5	35,479.3	35,719.7	38,916.9
非国営部門	25,451.0	44,144.1	53,647.0	63,474.4	78,291.9	96,150.1
集団	650.0	1,334.0	1,575.1	1,667.6	1,769.6	1,911.9
民営	6,610.1	19,377.8	27,115.4	34,173.2	46,421.7	61,565.4
世帯	18,190.9	23,432.3	24,956.5	27,633.6	30,100.6	32,672.8
外国投資セクター	25,933.2	71,285.0	80,261.0	92,498.6	109,151.8	126,310.0

(出所) Tong cuc Thong ke [various years] より作成。

「農村工業」には、「小手工業/家内工業」(tieu, thu cong nghiep),「工芸村」(lang nghe),「伝統工芸村」(lang nghe truyen thong)およびドイモイ以降設立された新たな工業や手工業村が含まれる。また「伝統業種部門」(nganh nghe truyen thong)は、「工芸村」,「伝統工芸村」を包括して表現する場合に用いる術語であると解釈できる。

(1) 「工芸村」あるいは「手工業村」の定義⁽⁴³⁾

工芸村とは、農業生産から独立した、一つあるいは複数の手工業を有し、その手工業から得る所得が全村の所得総額において高い比率を占めている部落(thon)あるいは村(lang)⁽⁴⁴⁾をいい、いわば比較的新しく形成された手工業村落と言い換えられる。

1993年のベトナム共産党第7期第5回中執委決議において各工芸村の復活・発展政策が打ち出された。それは1980年末の旧ソ連・東欧諸国の崩壊などにより輸出市場を失い、衰退を余儀なくされていた伝統工芸村を復活させる契機となった。なお、その後の農業・農村の工業化政策、とりわけ2000年の首相決定第132号および2004年の政府議定第134号にもとづく勸工活動によって、農村工業は工芸村における美術工芸品生産を中心として活況を呈し、

顕著な発展をみせるようになっている。

(2) 「伝統工芸村」

工芸村の定義と重なるが、唯一異なる点は、その小手工業が何世代にもわたって継承された伝統手工業、あるいは伝統工芸である点である。なお伝統工芸村と呼称される場合は、以下の要件を満たすものと定義されている。

手工業村における伝統的手工業に従事する世帯数および労働者数が全村の世帯総数および労働者総数の50%以上を占めていること。

村の伝統手工業からの生産額および所得が村の年間総生産額および総所得の50%以上を占めていること。

何世代にもわたって受け継がれた一定の技術水準をもつ生産であること。

集中生産を行い、「手工業村」、「手工業街区 = 通り」(pho nghe) あるいは手工業集落 (cum) を形成していること。

主として地場 (現地)、あるいは国内から原料調達をしていること。

産品は、ベトナムの伝統性、独創性をもち、高い価値と品質をもつ商品であり、文化品であり、美術工芸品であること。

(3) 「伝統業種部門」

昔から存在し、現在も存在しているすべての小手工業を包括する術語として用いられている。

伝統業種の範疇については論争が盛んで、相異なる多くの呼称が使われている。たとえば、nghe truyen thong (伝統業種)、nghe co truyen (古来の業種)、nghe phu (副業)、nghe tieu thu cong nghiep (小手工業) などなど、である。

3. 工業省機関誌上にみる新たな定義

ごく最近の工業省の機関誌 *Tap chi Cong nghiep*〔工業雑誌〕電子版に掲載された論文では、「農村工業」について以下のような新たな定義が提起されている。「農村工業」とは、各省の県、市・町・村において事業登記をしている中小企業、合作社および個人経営世帯の工業生産事業である⁽⁴⁵⁾。今後は古い歴史をもつ伝統的技法にもとづく工芸・小手工業に限定されない農産物加工、都市工業の下請けを含めた「農村工業」の定義がなされていくものと思われる。また、かつて「非国営部門」は、「小手工業、建設、運輸などの合作社」を指していたが、今日ではこれら合作社のほか、個人生産世帯、小売商人、伝統手工業部門の私営企業、新たに出現した農村工業などをも含めて使用されるようになってきている。さらに中央管轄の工業部門に対置して「地方工業」(cong nghiep dia phuong)なる言葉も使われている。この区分は2003年に工業省に地方経済発展振興を所管する「地方工業局」が新設されたことと関連していると思われる。さらに中小企業の振興政策と関連して「中小企業」(doanh nghiep vua va nho)の術語も使用されている。

以上のような「農村工業」の定義の推移をみてくると、「農村工業」の内容が多様化し、位置づけもベトナム経済全体の発展戦略との有機的連関性を求めようとする傾向が強まっているといえよう。そのなかで従来副業として発展してきた伝統工芸を含む小手工業のみを「農村工業」の主軸とする発想そのものを再検討する現実的要請がでてきているといえる。そのなかで地場産業発展プロジェクトをどう位置づけるかを検討することがあらためて必要となっているといえよう。

4. 工芸村とその実態

2001年に日本の国際協力機構(JICA)とベトナム国農業・農村開発省が共

同で実施した「ベトナム国：地域振興のための地場産業振興計画調査」資料がある（国際協力事業団・ベトナム国農業・農村開発省 [2003]）。この調査は、11の工芸品目を調査対象とし、全国すべての省を対象地域として実施しており、現段階ではベトナムの地場産業の実態をより総合的に知らしめる唯一の資料となっている。

なお2002年現在のベトナム全国の工芸村総数は、ベトナム独自の調査では610、JICA調査では2017（うち801が100年以上の歴史をもつ伝統工芸村）となっているが、これは下記のような双方の定義の違いにより生じたものであると推測される（表2）。農業・農村開発省実施の調査では、全村の総世帯数の50%以上が地場産業にかかわっているか、または全村の所得の50%以上を地場産業により得ている村、このいずれかの条件を満たす村が工芸村であると狭義に定義している。一方、JICA調査では、全村の総世帯数の20%以上が地場産業にかかわっているか、または全村の所得の20%以上を地場産業より得ている村と広義に定義しており、より広範な村を包含しているからである。

ベトナム各地区の工芸村数は各機関の報告、調査により異なる数字が提示されている⁽⁴⁶⁾。JICA調査による工芸村総数2017のうち、実に注目すべきことは80%が北部に存在しており、しかも43%が紅河デルタ地区に集中していることである。この事実は北部と南部の経済発展、農業・農村発展のあり方に大きな相違があることを示唆するものである。

(1) 工芸村の生産品目

表3は全国の工芸村の地域別・主要品目別分布である。品目別にみても北部がほとんどの品目で首位を占めている。なかでも数量的に多い品目は「竹・籐細工」、「織物」、「木工」である。豊富な原材料を身近で調達できたことに起因している。陶磁器は、数のうえでは中部沿海地区26村の半分以下の12村であるが、たとえば首都ハノイの郊外にある「バッチャン伝統陶磁器村」は中央政府およびハノイ当局の重点開発地区として、さらに観光とのリンケージを強化して、近年最も発展した工芸村となっている。今やベトナム陶磁器

表2 全国の工芸村分布

地 域	MARD調査 ¹⁾ (1998～99年実施)	JICA調査 ²⁾ (2002年実施)
紅河デルタ	280	866
ハノイ (Ha Noi)	19	40
ハイフォン (Hai Phong)	18	24
ヴィンフック (Vinh Phuc)	10	22
ハティ (Ha Tay)	58	409
バックニン (Bac Ninh)	29	26
ハイズン (Hai Duong)	18	54
フンイエ (Hung Yen)	19	28
ハナム (Ha Nam)	19	13
ナムディン (Nam Dinh)	33	77
タイビン (Thai Binh)	63	133
ニンビン (Ninh Binh)	33	88
北東部	56	164
北西部	8	247
北部中央沿海地区	98	341
南部中央沿海地区	44	87
中部高原	0	0
東南部	38	101
メコンデルタ	86	211
合 計	610	2017

(注) 1) ベトナム国農業・農村開発省による地場産業村フォローアップ調査。

2) JICAとMARDによる全国地場産業マッピング調査。

(出所) 国際協力事業団・ベトナム国農業・農村開発省 [2003]。

の代表としての揺るぎない地位を築くにいたっている。その知名度、村の所得からみれば中部の陶磁器産業をはるかに凌ぐ、いわばベトナム陶磁器産業全体を牽引しているといえる。

一方、南部では農・水産物加工に特化する村は多数存在するが、ここで対象とする工芸村は少ない。この理由は、先述したように従来あった工芸村が市場化の進展にともなって衰退したのか、あるいは元々発展しなかったのか不明である。さらに奇異に映るのは中部高原地区に工芸村が全く存在しないことである。もし発展しなかったのなら、それは如何なる理由により発展

表3 工芸村の地域別・主要品目別分布

地域	工芸村	い草 製品	漆器	竹 籐細工	陶磁器	刺繍	織物	木工	石造 工芸	紙	版画	金属 加工品	その他 ²⁾	合計
北部	数	1,277	28	459	12	318	331	226	15	5	4	143	348	2,003
	割合	63%	90%	64%	20%	93%	77%	66%	33%	63%	100%	70%	68%	67%
紅河	数	866	108	337	7	225	67	182	9	2	3	108	294	1,368
	割合	43%	38%	47%	12%	66%	16%	53%	20%	25%	75%	53%	58%	46%
中部沿海 地区	数	428	94	155	26	15	79	66	26	3	1	40	73	578
	割合	21%	34%	22%	43%	4%	18%	19%	58%	38%	25%	20%	14%	19%
中部高原	数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南部	数	312	73	99	23	8	22	50	4	30	0	21	88	391
	割合	15.5%	26%	14%	38%	2%	5%	15%	9%	0%	0%	10%	17%	13%
全国合計	数	2017	281	713	61	341	432	342	45	8	4	204	509	2,971 ¹⁾
	割合	1%	10%	24%	2%	12%	15%	12%	2%	0%	0%	7%	17%	100%

(注)1) 複数の地域産業を有する村があるため、品目別合計数が多くなっている。

2) 「その他」品目には、い草以外の植物から作る敷物、農産物加工品（ライスパーパーなど）、漁網、建築資材（瓦・レンガなど）が含まれる。

(出所) 国際協力事業団・ベトナム国農業・農村開発省 [2003], 第1編, 4-1ページより作成。

しなかったのか、実に興味深いのが、現段階では得心いく解答が見いだせない。今後の研究課題である。

(2) 生産経営形態，従業者状況および賃金

表4は生産経営形態別従業者状況である。工芸村における生産経営組織は多様化してきており、依然として工芸村における主力生産経営主体は家内工業世帯ではあるものの、私営企業も徐々に増えつつある。2002年現在で、工芸村における工芸従事世帯数は142万2858、工芸関連企業数が851、合作社が277となっている。いずれの形態も工芸村が最も多く存在する紅河デルタ地区に集中しているが、とりわけ合作社形態が63.3%と非常に高い。これは北部における農・工・商業の集団化政策の名残と解することができよう。また工芸全体の従事者・従業者数は約150万人であるが、その95%を工芸世帯における従事者が占めている。

工芸従事者1人当たりの平均月収は、2002年時点では36万6000ドンで全国平均月収29万5000ドンをはるかに上回っている⁽⁴⁷⁾。地域別にみるとホーチミン市を含む南部の東南地区が65万3000ドン、次いでメコンデルタの45万2000ドンとなっている。また生産品目別では、月収が最も高い分野は金属加工で66万6000ドン、最も低い生産分野は刺繍製作分野である。

(3) 工芸品輸出の推移

現在、農村における非農業業種製品の40%以上が100カ国以上の市場に輸出され、輸出額は連続的に増加している。表5は主要工芸品の輸出額の推移をみたものである。2003年には3億9730万ドル、2001年比で28.6%増を達成し、2004年には推定額であるが籐・竹製品、陶磁器および美術工芸品の3品目で4億2550万ドル、2003年比で22.3%増と顕著な発展をみせている。ただし上記輸出額には主力輸出品のひとつである木工品は含まれていない⁽⁴⁸⁾。

以上、不十分ながら工芸村を中心として農村工業の発展状況をみてきたが、工芸村における手工業の発展が北部で顕著であり、農村における雇用創出、

表4 主要地域別・生産経営形態別従業状況

地 域	工芸従事世帯			工芸関連企業			合作社		
	世帯数	従事者数	割合(%)	世帯数	従事者数	割合(%)	世帯数	従事者数	割合(%)
全 国	1,422,858	1,348,359	100.0	851	113,309	100.0	277	30,082	100.0
紅河デルタ	532,195	848,805	63.0	428	60,394	53.3	155	19,034	63.3
南 東 部	189,389	93,716	7.0	122	6,532	5.8	2	75	0.2
メコンデルタ	332,742	84,286	6.3	100	15,438	13.6	34	1,824	6.1

(出所) 国際協力事業団・ベトナム国農業・農村開発省 [2003], 第1編, 4-6ページより作成。

表5 主要工芸品の輸出額の推移

(単位: 100万ドル)

品 目		2000	2001	2002	2003
籐・竹・い草製品	輸出額	78.6	93.9	107.9	136.1
	対前年伸び率(%)	-	0.2	15.0	26.1
陶磁器	輸出額	108.4	117.1	123.5	135.9
	対前年伸び率(%)	-	8.0	5.5	10.0
漆器・美術工芸品	輸出額	36.2	34.0	51.0	59.6
	対前年伸び率(%)	-	- 6.1	50.0	29.2
刺繍・レース	輸出額	50.5	54.7	52.7	60.6
	対前年伸び率(%)	-	8.3	- 3.7	15.0
カーペット・敷物	輸出額	13.9	9.2	5.3	5.1
	対前年伸び率(%)	-	- 33.8	- 42.4	- 3.8
合 計	輸出額	366.2	308.9	340.4	397.3
	対前年伸び率(%)	-	- 15.6	10.2	16.7

(出所) Tong cuc Thong ke [2005b: 363]

農民の収入増に一定程度寄与しているが、その発展がベトナム政府が目指す農村部における農・水・林産物加工業を核とする中小企業の発展、農村工業の発展の基盤となり、都市部の工業とどうリンクさせていくかが問われる段階にきている。2004年の工業省提案による「政府議定第134号」にもとづく勤工活動が今後、各地方政府の主導でどう実施され、この問題をどう解決していくのか、大いに注目される。

上記JICAの調査は、不十分な形で存在しなかった地場産業に光を当てた先駆的な報告であり、今後の「農村工業」調査の出発点というべき貴重な労作である。ただしこの調査は、地場産業や「農村工業」に関する悉皆調査を

目的にしているわけではなく、主として美術工芸村のみを対象としているため、農・水産加工品、たとえばライスペーパー、醸造酒、ヌックナム（魚醤油）・塩辛・干物などを含む伝統的な製造品を生産している村は対象外となっている。またそれ以外の農・水産物加工業、さらに都市工業などの下請け「農村工業」も対象としていない。

地域振興という政策目標から新たな調査をする場合には広義の「農村工業」や都市部における地場産業をも対象とすることになる。たとえば都市部に企業あるいは合作社を設立し、農村部の女性（多くは農業などとの兼業）と契約を結び、問屋制家内工業を営む民間会社、合作社などが実在する。たとえばアンザン省のキムチー刺繍合作社である（第4節参照）。こうした経営形態は北部、南部を問わず存在しており、条件があれば農村部に移転したいと考えている企業である。

第3節 アンザン省の農村工業化政策とその発展状況

前節までの分析でも示唆したように、農村工業化政策は政府側の政策提示とそれに対応する地方政府の現場の反応の相互関係のなかで進展してきた。地方政府側でもとくに南部メコンデルタ各省が果たしてきた先進的役割が注目される。第1節で述べたようにアンザン省を含むメコンデルタ各省は2001年の首相決定第173号にもとづいて全国に先駆けて本格的な勤工活動を実施してきた。本節でアンザン省をとりあげるのは、地方における農村工業化をみるうえで先駆的で先進的なモデル的意義をもつと考えるからである。ここでは、上記のJICA資料を参考にしつつ、筆者が2004年10月のメコンデルタ地区の3市・省（アンザン省、カントー Can Tho 市およびロンアン Long An 省）で行った、農村工業・工芸村に関する現地視察・ヒアリング、およびベトナム側資料を基礎にして、先進地域における農村工業・工芸村の発展状況の把握を試みる。この作業は今後のベトナム全体の農村工業化政策をみるう

えで不可欠なものである。

アンザン省は、メコンデルタにおける農業・水産養殖分野における先進省として知られているが、近年では、従来からのコメの輸出に加え、ナマズ、エビなどの水産養殖分野でも急成長を果たしつつある⁽⁴⁹⁾。アメリカへのナマズ輸出の急増はアメリカ国内のナマズ養殖業者に脅威を与え、アメリカとの間で「ナマズ戦争」を引き起こすにいたっている。またアンザン省は1986年以降の市場経済への移行後、一貫して農・水産業を基盤として同省の経済社会の発展を推進し、さらに国際市場を視野に入れた農・水産業の発展戦略・政策を実施してきた。その中核ともなる政策が1993年に中央政府により提起された「農業・農村の工業化・近代化」政策である。この政策にもとづいて高品質・高収量の輸出米栽培地の形成およびかつての富農・中農層を中心とする営農能力のある農民への土地集積を実施し、経営規模の拡大を図り、競争力ある農業の実現を目指している。その結果、必然的に発生する「土地なし・不足農民」、「仕事不足農民」の増加問題は早期に発生してきており、この課題に対してアンザン省は積極的に工業およびサービス部門の発展による雇用創出を図ってきている。その意味でアンザン省はベトナム農村の重要な発展モデルの役割を担っている。

アンザン省人民委員会は「首相決定第132号」および「首相決定第173号」を踏まえて、2002年3月7日付で「アンザン省の若干の分野、部門、非農業業種に対する奨励および優先的投資政策実施に関する決定」(以下、「アンザン省決定」)⁽⁵⁰⁾を策定・実施している。この決定はアンザン省の総合的な農業・農村開発政策ともいえるもので、従来、個別に策定・実施されていた農村の経済・社会発展政策を一括してまとめ、包括した内容となっている。「農村」(nong thon) に対置する「工村」(cong thon) が造語され、「工村」の形成を核に「農村の工業化・近代化」が目指されている。注目されることは、2004年現在のアンザン省の農村工業総生産額に占める食糧・食品加工生産額の比率は実に50%以上を超えている事実である。この点からみても、北部各省における工芸村を中核とする農村工業発展の実態とは大きく異なっているのがみ

てとれる。

1. アンザン省の「勤工政策」にみる特徴と投資優遇政策

アンザン省工業局によると、同省でも「伝統工芸村」、「手工業村」についての明確な定義がないが、暫定的に「農村工業」(cong nghiep nong thon)と「工芸村・小手工業」(lang nghe・tieu thu cong nghiep)に2区分している⁽⁵¹⁾。アンザン省の場合、農村工業および工芸村・手工業は従来から工業局が所管機関となっているのが特徴である。したがってこれに関する政策立案・実施は同局が行っている⁽⁵²⁾。

(1) 「アンザン省決定」にもとづく勤工政策およびその実施における諸特徴
投資優遇条件規定における「農村工業化・近代化」と雇用創出の重視
「アンザン省決定」ではさまざまな投資優遇措置が規定されているが、投資優遇を受ける場合は、二つの条件のうち一つの条件を満たすことが必要と規定している。条件の一つは教育、人材養成、公共医療サービス、文化、スポーツ、衛生、環境に関する活動、あるいは農村工業・手工業の生産発展に寄与するインフラ整備、技術労働者養成および農・水・林産物の加工などに投資することである。条件の二つ目は法律で禁止されていないあらゆる生産、経営部門、分野への投資を認める一方で、地区別に年間に雇用すべき労働者の最低限数を満たすことを投資条件に組み込んでいる⁽⁵³⁾。

少数民族地区への投資奨励

重点投資奨励地区としては、省内の既存の観光地区、観光開拓地区とともに、少数民族、とくにクメール族が多数居住するカンボジア国境沿いのチートン(Tri Ton)、ティンビン(Tinh Binh)、アンフー(An Phu)の各県があげられ、そこに投資する企業、個人への優遇政策がとられている。つまり、勤工政策は少数民族居住地区における経済発展政策の一環として位置づけられ、実施されている⁽⁵⁴⁾。2004年には貧困村における生産および非農業種発展

支援プロジェクトが実施に移されている（UBND tỉnh An Giang [2004]）。

新規企業の設立投資および規模拡大，技術革新のための投資奨励

各経済セクターに属する企業などの新規設立を奨励するとともに，既存の生産基礎の設備更新，生産規模拡大，技術革新のための投資が奨励されている⁽⁵⁵⁾。ごく最近，アンザン省地方政府の援助のもとに，ナマズ養殖農民117人がアメリカとの「ナマズ戦争」によるダンピング関税賦課を契機とする価格の低落，稚魚調達，養殖環境および生産資金などの直面する問題を解決すべく，水産物輸出入株式会社を設立し，全国からその成否をめぐり注目されている⁽⁵⁶⁾。

なお，「アンザン省決定」の適用対象には，有限責任会社，株式会社などの民間企業，国営企業，民族文化組織およびベトナム人，越僑，在越外国人が規定されている⁽⁵⁷⁾。

2. アンザン省の「勸工政策」における主要投資優遇政策

いずれの投資優遇措置においても，「投資優遇享受の二つの条件」を満たし，さらに投資優遇地区への投資案件の場合に最大限の優遇条件が付与されている。

(1) 土地政策

土地収用・補償に対する支援，土地賃借料および土地使用税の減・免措置が規定されている⁽⁵⁸⁾。とくに土地収用問題では，工業・手工業発展に寄与する各工業区，インフラ整備，集合住宅建設用地などのための土地収用・補償費用は，それぞれの条件によるが，国家から補助される⁽⁵⁹⁾。

(2) 税政策

法人所得税率の優遇，法人所得税の減・免税および個人所得税の免税措置が講じられている⁽⁶⁰⁾。また生産基礎の設備投資，規模拡大あるいは環境処理

のための設備・機器類の輸入税は免除される⁽⁶¹⁾。

(3) 輸出奨励・促進のための優遇措置

生産基礎の輸出を支援するため、アンザン省においては省人民委員会、各組織、個人の資金拠出により設立した「輸出支援基金」によって輸出、融資、輸出品の生産、輸出信用の保証などを行っているが、さらに種々の輸出奨励・促進策が具体的に講じられている。とくに注目すべきは輸出品の生産および輸出を行う企業などへの奨励策である。直接輸出の実施、新商品・輸入代替商品の開拓による輸出および新たな国・地域への輸出 = 新市場開拓などのケースにおいては所得税の納税額の50%を低減し、インセンティブを与えていることである⁽⁶²⁾。

3. アンザン省の農村工業の発展状況

アンザン省工業局の資料 (UBND tỉnh An Giang [2004]) によると同省の農村工業発展状況は以下のようにになっている。

(1) 農村工業・地場産業の発展状況

表6は生産・経営形態別にそれぞれの総数、雇用労働者数をみたものであるが、現時点では農村工業、工芸村、小手工業の主たる生産経営の担い手は民営セクターである。とくに家内工業世帯・農家(農閑期の副業)が圧倒的に多く、それぞれ65%、43%を占め、次いで個人基礎でそれぞれ34%、39%を占めている。一方、合作社数は非常に少ないが、家内工業世帯が自発的に組織する協作組⁽⁶³⁾は合作社の10倍の150組となっている。これは農業分野においても同様で南部特有の「合作社アレルギー」(出井[2003])によるものと思われる。いずれにせよ、民営セクターのイニシアティブが農村工業で重要な役割を果たしていることに注目すべきであろう。

表6 アンザン省の農村工業・地場産業の発展状況

生産・経営基礎形態	総数	雇用労働者数(人)	投資総額(10億ドン)
合作社	15	3,704	-
有限会社	45	7,186	-
私営企業	292	4,536	-
個人基礎	6,888	33,820	-
経営世帯 ¹⁾	13,215	36,813	-
協作組 ²⁾	150	9,285	-
合計	20,455	86,059	814

(注) 1) この範疇には、農閑期の副業として工業品を生産している農家を含んでいる。

2) 集落内の同業の個人世帯で設立。2625世帯が参加。その生産は季節的なもの。たとえば、線香生産。

(出所) UBND tỉnh An Giang [2004]。

(2) 農村工業・工芸村の業種

以下はアンザン省の主要な農村工業・工芸村の業種であるが、北部と異なり伝統工芸以外の加工業の発展が注目される。

食糧・食品加工業

この部門は着実な発展を遂げ、毎年平均成長率は9.3%を実現し、2004年には農村工業全体の生産額の50%以上を占めるにいたっている。具体的な業種とその雇用労働者数は以下のとおりである。

- 1) コメの精米加工：762の籾摺生産基礎と19の精米基礎。雇用創出8703人。
- 2) ヌックナムなどの加工：伝統的手工業で、省都ロンズエンおよび五つの県で集中的に生産されている。
- 3) トットノット砂糖、干物、魚の塩辛生産：とくに近年、干物、魚の塩辛生産は著しく発展し、輸出されている(後述)。

機械生産工業

1799生産基礎、雇用労働者数9905人。主として農業用機械で、農産物乾燥機、田植え機、手動式農具、豆腐製造器などを生産している。

建築資材(レンガ・瓦・タイル)生産

490生産基礎，各種の窯（炉）985，雇用創出6782人。

織物生産

アンザン省の伝統工芸。二つの合作社と30の生産基礎，雇用創出341人。

主として絹織物，サテンを生産している。集中生産地区はタンチョウ（Tan Chau），チートン（Tri Ton），ティンビン（Tinh Bien）などの各県で，生産の担い手は少数民族，とくにクメール族の女性たちである（後述）。

輸出刺繍製品

省内の各地で生産しており，現在六つの合作社がある。5000人の労働者を雇用（「契約社員」も含む）している。

(3) 工芸村・小手工業地区

2004年現在の工芸村数は91（うち四つが新規の工芸村），小手工業地区は16地区でその業種は25，従事世帯数および従事者数はそれぞれ6222戸，2万2041人となっている⁽⁶⁴⁾。

主要生産品は，菓子類，絹織物，釣り針，竹細工製品，建築資材（レンガ・瓦・タイル），刺繍製品，うちわなど，多岐にわたる。

(4) 農村工業および工芸村・小手工業生産額

表7は2000年から2003年時期の農村工業などの生産額の推移である。国営部門がほぼ「横這い状態」であるのに対し，非国営部門＝民間セクターの生産額が全省の工業総生産額に占める比重を年々増加させている。この発展の背景には工業・工芸村発展投資奨励政策およびそれにもとづく「勤工活動」が功を奏しはじめているとみることができよう。同時にその担い手が非国営セクターであることが，あらためて注目される。

(5) 主要製品の生産量

表8によると急速に生産量を増大させている製品は，まず「防鼠ネット」である。これは2001年以降のメコンデルタ地区などにおける鼠の大量発生に

表7 アンザン省の農村工業・地場産業・手工業生産額（2001～03年）
（単位：100万ドン）

	2000	2001	2002	2003	平均増加率(%)
生産額	1,513,330	1,705,730	1,983,497	2,272,749	14.5
国営	662,681	639,099	625,956	678,862	0.8
非国営	795,632	1,010,490	1,347,441	1,579,122	25.7
外資企業部門	55,017	56,141	10,100	14,765	- 35.5

（出所）UBND tỉnh An Giang [2004]

表8 農村工業・地場産業の主要商品の生産量（2000～03年）

産品	単位	2000	2001	2002	2003	2003/2000(%)
籾摺・精米	1,000トン	1,162	1,212	1,260	1,302	112.1
魚の塩辛	トン	320	768	1,272	1,305	407.8
ナマズの干物	トン	405	275	417	435	107.4
ドライビーフ	トン	13	10	13	15	115.4
トットノット砂糖	トン	2,000	2,360	4,600	5,121	256.1
飴類	トン	686	710	2,100	2,200	320.1
ヌックマム	1,000リットル	1,025	1,588	1,556	2,442	238.2
ソース	1,000リットル	4,245	4,636	4,860	5,200	122.5
製氷	1,000リットル	680	705	734	840	123.5
レンガ	100万個	254	249	275	382	150.4
瓦	100万枚	6	6	9	13	216.7
既製服	1,000部	1,893	2,443	5,742	7,488	395.6
刺繍製品	トン	15	22	27	30	200
サテン	1,000メートル	244	263	268	266	109
車の点検整備	1,000回	1,543	1,807	1,671	1,619	104.9
手動式農具	1,000個	1,726	1,943	1,720	1,800	104.3
防鼠ネット	1,000個	450	745	3,610	3,440	764.4
石鹼	トン	73	78	135	209	286.3
家庭用プラスチック製品	トン	224	27	30	31	13.8
バトミントンの羽根	1,000ダース	270	300	289	300	111.1

（出所）UBND tỉnh An Giang [2004]

起因している。次いで魚の塩辛，飴類，既製服，石鹼などの生産量が増大している。

(6) 輸出状況

現在、アンザン省では輸出は以下の四つの方式で行われている（表9）。

生産経営基礎による直接輸出：刺繍製品、縫製品。

委託輸出：省内外の輸出入会社を通じて輸出している。輸出品はカボックの線毛、魚の干物、魚の塩辛、ござ、刺繍製品などである。

国境を通じての非公式輸出：絹糸、クメール族用のタオル兼スカーフ、紋織生地などがカンボジアとの国境地区において輸出されている。

観光客を介した輸出：魚の干物、塩辛、絹製品。

近年、輸出量・輸出額ともに急速に増えているのは縫製品で、その輸出先はオーストラリア、アメリカとなっている。次いで多いのが魚の塩辛、刺繍製品である。とくに魚の塩辛は、越僑が大量に定住するフランス、アメリカへの輸出が増えつつある。

(7) アンザン省の農村工業・工芸村の発展の特徴と課題

メコンデルタ地区における地場産業・農村工業の多くは、雨期の増水によって作付できない農家の副業として発展してきたものが多い。たとえば（魚捕獲用の）うけ、農業用竹籠類、絹織物、ござ生産、などなどである。そのため、その一定程度の発展は農民への雇用創出と貴重な収入源のひとつとなっている。

しかし地場産業・農村工業は発展しつつあるものの、その発展はそれぞれの地域の特産品を原料として、その地域に固有な宗教・生活習慣あるいは食文化のニーズに根ざした生産を基本としたものが多いため、販売市場が制約されている。ガラス絵、（魚捕獲用の）うけ、塩辛などの生産である。たとえばガラス絵（アンザン省チョモイ Cho Moi 県ロンディエンB B Long Dien 村）は、メコンデルタの新興宗教のひとつ、ホアハオ教徒世帯のみが用いる宗教画（居間の壁などに飾られている）であり、その販売市場はメコンデルタ、しかも信徒世帯に限られている。

表9 アンザン省の手工業製品の輸出と輸出相手国（2001～03年）

製 品	単 位	輸 出 量			輸 出 額 (ト ル)			主 要 輸 出 国
		2001	2002	2003	2001	2002	2003	
		魚の干物	50	56	131	81,250	91,000	
魚の塩辛	85	171	392	144,160	290,016	664,832	フランス アメリカ デンマーク	
カボック ¹⁾	30	50	50	21,000	35,000	35,000	中国	
タオル兼スカーフ	60	60	60	19,260	19,260	19,260	カンボジア	
縫製品	600	4,060	5,267	372,600	3,058,000	14,950,000	オーストラリア, アメリカ	
刺繍品	22	27	26	455,114	462,000	446,000	EU, カナダ	
ござ・カーペット	10	10	n.a	17,860	17,860	n.a.	委託輸出	
編糸	130	130	150	106,000	106,000	123,000	カンボジア, ラオス	
ナイロン・サテン	2	2	3	9,280	11,600	14,500	カンボジア, フランス	
合 計				1,226,524	4,090,736	16,465,467		

(注) 1) 蒲団, 枕, クッションなどの詰め物の原料として利用。

(出所) UBND tỉnh An Giang [2004]。

アンザン省で注目されるのは少数民族，とくにクメール族，チャム族の女性たちによって継承されてきた伝統工芸技術＝絹織物，刺繍製品の継承・発展に努力し，有望な農村工業として育成しようとしていることである。

同省の総人口は約190万人であるが，その民族別構成比はキン（ベト）族が92%，クメール族5%，チャム族1.5%，華人1.5%となっている。そのうちクメール族，チャム族は省内のカンボジアとの国境沿いの山岳地区に居住しており，厳しい農業生産条件・環境におかれている。そのため伝統的に絹織物，刺繍工芸が農家などの家内工業として受け継がれ，発展してきた。現在ではこれらの伝統工芸の継承・発展が少数民族地区における経済・社会開発政策，とりわけ貧困削減・飢餓一掃の強力な施策のひとつとして位置づけられ，合作社（協同組合）形態のもとに発展させられつつある。たとえば，ヴァンザオ合作社（アンザン省ティンビエン県ヴァンザオ村スライスコット部落，絹織物・絹製品・刺繍製品生産）とキムチー刺繍合作社（ロンスエン市ミービン街区）である（後述）。

第4節 アンザン省の類型別事例

ここでは，筆者が2004年10月にアンザン省で視察する機会を得た地場産業および農村工業のうち，とくに成功例，あるいは成功する可能性のある合作社と民間企業を類型別事例としてとりあげ，検討を試みたものである。地場産業では伝統手工業である刺繍，絹織物・絹製品は少数民族による合作社形態のキムチー刺繍合作社とヴァンザオ合作社の二つを，農村工業では有望な発展可能性のある二つの水産会社をとりあげた。

1. 少数民族の地場産業 = 刺繍製品、絹織物・絹製品

(1) キムチー刺繍合作社 (Hop tac xa theu may Kim Chi)

キムチー刺繍合作社は、キムチー女史 (Nguyen Thi Kim Chi) を主任 (社長) とする合作社のひとつであり、省都ロンスエン市に本部事務所がある。1997年に起業し、合作社名に主任名の「キムチー」を付け、それを刺繍製品の商標としても使用している。社長のキムチー女史は、アンザン省における成功した地場産業の代表として、また農民への雇用創出・所得向上をもたらし、さらにベトナムの伝統工芸品を世界に知らしめた傑出した人物としてつとに有名であり、省人民政府はその功績を讃えて何回も表彰している。しかしこうした評価もさることながら、非常に注目すべきはキムチー女史の起業理由とその経営姿勢である。キムチー女史はチャム族の父とキン族の母親の間に生まれ、チャム族が多数居住する山岳地区の子沢山の貧しい家庭に育っている。貧しさのために十分な教育も受けられず、学びながら働き、学費を稼ぎながら学ぶ粒々辛苦の日々を送っている。現在のキムチー女史の事業である伝統刺繍の技術は貧苦に喘ぐ家族、とりわけ母親を助けたいがために学んだものだという。こうしたキムチー女史の生い立ちが起業の強い動機づけとなっていることは確かである。キムチー女史は起業の動機を、貧境にある家族を助けたい一心と農業生産環境に恵まれない遠隔地、洪水頻発地区、少数民族 (とくにチャム族) 地区の女性たちの手に職を与え、生活向上・経済的自立および地位向上の足掛かりをつかんでほしかったからだといい、有限会社などの形態でなく合作社形態を選んだのはこの目的に合っているからだと説明している。つまり合作社は、お互いに少額の資金を出し合い、知恵と力を出し合いながら共同で生産経営を行い、その成果も責任も分かち合えるからである。キムチー女史の経営指針は「自力が要」(Noi luc la chinh) であり、他力本願を強く戒めている。日々、企業家としての能力を培うために精進しなければ、たとえ中央・地方政府の支援があっても、国際的ビジネスチャン

スがあってもそれを生かせないというのである。キムチー合作社の成功は、刺繍工芸という多額の資本も大規模な設備投資も必要としない業種であったことに加え、キムチー女史の企業家として、またリーダーとしての資質がひとつの重要な成功要素になっている。以下はキムチー合作社の概要である⁽⁶⁵⁾。

生産経営形態

合作社。アンザン省の合作社連盟に加盟。現在、フータン県フービン村(xa Phu Binh, huyen Phu Tan)に地元出身の契約社員たちによって、キムチー刺繍合作社の連携のもとに協作組(to hop tac)の設立が予定されている。

社員数

創立時はわずかに18人のみであったが、2004年10月段階では1100人(大半がチャム族出身女性)。うち100人のみがロンスエン市の合作社本部に勤務する正規社員で、残りはアンザン省および周辺の省に居住する契約社員である。契約社員の女性たちの多くは農業などとの兼業であり、自宅で合作社から供給される材料や半製品に刺繍加工をして賃金を得る、いわば問屋制家内工業の形態をとっている。

賃金

社員の1カ月の賃金は40万～60万ドン(高度の刺繍技術をもつ社員の場合には80万ドン。地方都市の賃金水準に比べるとかなり高い)⁽⁶⁶⁾。

輸出額および国内販売額

輸出額は2003年は7万300ドル、2004年1～7月は8万3500ドル(前年同期比で118.8%増)、2004年の計画額15万ドルを超過達成することは確実。2003年の国内販売額は1億ドン(約6300ドル)。

製品開発

製品のデザインおよび多様化は国際市場の動向をみながらキムチー女史自らが行っているが、ドイツ、イタリアなどの顧客の注文に応じたデザインによる生産も多い。国際見本市などへの参加は単に商品紹介、販路拡大にとどまらず、国際市場のニーズやデザインなど商品開拓に大きな刺激と

なっている。

技術訓練

合作社は、アンザン省工業局所管の勤工プロジェクトからの支援および合作社連盟の協賛を得て、独自に無料の刺繍技術教室を開催し、技術者養成を実施している。その対象者には身体障害者の子供たちも含まれており、かれらの経済的自立も支援している。

輸出市場および市場開拓方法

国内でも販売しているが、合作社内の店舗およびアンザン省特産品店のみで、商品の大半は海外へ輸出されている。主要な輸出市場は欧米諸国(フランス、ドイツ、ギリシャ、オーストリア、ベルギー、イタリア、アメリカ)で、すべて直接に輸出している。現在、シンガポール、日本、中国などの企業との交渉も進行しており、アジア市場開拓に力を入れている。

海外市場開拓の契機は在ホーチミン・ドイツ大使館領事のキムチー合作社視察である。これを契機にキムチー合作社は2001年にアンザン省の支援を得て、ドイツのフランクフルトで開催される繊維見本市に参加し、以後毎年省内の繊維関係企業などと一緒に参加している。現在ではドイツ企業の支援でドイツに代理店開設、ここを拠点にヨーロッパでの市場開拓を図っている。2004年にはドイツの見本市をはじめ、中国の昆明、ニューヨークなどでの繊維関係の見本市に参加し、市場開拓・拡大を行っているが、近々アメリカにも代理店開設を計画中である。

なお合作社は近年の輸出実績を高く評価され、ホーチミン関税事務所の検査を免除されている。

今後の課題

生産規模と用地面積の拡大および集中生産への移行が急務となっている。現在のように生産品数が月に1万の規模では海外からの需要に応じ切れない状況にある。最近アメリカから月に6万製品のオファーがあったが、合作社のみでは応じきれず、省内の他企業の協力を得て辛うじて乗り切っている。また生産用地が狭く、分散生産を余儀なくされているが、農村部

への移転による用地拡大により、問屋制家内工業から集中生産へと移行しようとしている。

(2) ヴァンザオ合作社 (Hop tac xa Van Giao)

ヴァンザオ村スライスコット部落 (Ap Sray Skoth, xa Van Giao) は544世帯、人口2235人を擁する地区であるがキン族世帯はわずかに8世帯(32人)で、典型的なクメール人居住区である。部落の基幹産業は農業(コメ、野菜、サトウキビ、タピオカ栽培)、畜産であるが、生産条件に恵まれておらず、稲作は二期作であるが反収はきわめて低く、農業だけでは生活を維持できない。そのため多くの世帯は織物業、刺繍工芸、トットノット砂糖⁶⁷⁾の製糖、小売業、人力車夫などの副業をもち、生計を立てている。

ヴァンザオ合作社はヴァンザオ村人民委員会主導により1998年に設立された村唯一の合作社である。その設立目的は、主として雨期の増水期間の農家への雇用創出・所得向上とクメール族の伝統工芸の継承としている。しかし近年、合作社のハノイの出先店舗(観光地「文廟」内の販売店)でお土産品として販売していた刺繍製品がイタリア人観光客の目を引き、これを契機にイタリア企業との1億5000万ドン(約9500ドル)の商談が成立した。この初めての海外との「とてつもない」金額での取引は、ヴァンザオ合作社に大きな刺激を与え、合作社の機能・役割を単に「雇用創出、所得向上、伝統工芸の保存・継承」にとどめることなく、さらに利益を積極的に追求しようとの機運が高まっている。

生産経営形態

合作社。

社員数

設立当初はわずかに13人であったが、現在は136人。主任およびすべての社員がクメール族の女性で、自宅で家内工業として刺繍製品、絹織物を生産している。

投資資金

合作社社員の分担金を基礎にしているが、主要な投資資金は政策銀行などからの融資によっている。現在までに118社員を対象とする織機購入のための融資1億6900万ドン（約1万ドル）が実施されている。

技術研修

合作社主催による技術研修（刺繍，織物，製糖 トトノット砂糖 技術など）を開催し，技術の習得および向上を図っているが，同時にティンピエン県経済室も技術指導教室を開催し，優秀な織工・刺繍工の育成に大きな役割を果たしている。

デザインおよび商品の多様化

主として海外の顧客のニーズに合わせて行っている。

成果と課題

合作社の支援による絹織物製品，刺繍品の生産はクメール族世帯の大きな収入源となっている。現在，ヴァンザオ村人民委員会の支援により，社員間の技術交流および製品の品質向上を図るために，すべての社員（織工・刺繍工）が一箇所に集まって作業できる「作業場」を人民委員会の敷地内に建設中である。

2. 農村工業 = 水産物加工（塩辛，干物）

(1) チュンハイ乾物加工企業（Doanh nghiep tu nhan Truong Hai: co so che bien ca kho）

チュンハイ乾物加工企業はチャウドック市で最も利益をあげている民間企業（有限会社）として注目されている。社名のチュンハイは社長の名前から取っている。会社創立は1991年であり，新規に設立された有望な農村工業のひとつである。大小の河川，運河で捕獲・養殖された大量の特産ナマズなどの淡水魚類を原料にして廉価な労働力を雇用し，干物，とりわけ魚の「浮き袋」加工を行い，カンボジア国境沿いに位置する小都市，チャウドックでは破格の利益を上げている。

生産量

1カ月の生産量は120トン（原料の鮮魚400～500トン）。原料の鮮魚の一部は会社加工場裏の運河で養殖している。加工処理された鮮魚の内蔵・鱗・頭などは養殖魚の餌として有効利用されている。

加工技術

品質向上を図るために機器類はすべて外国製を使用。

年間企業売上高および利益

年間の販売量は1000トン強でその売上高は40億ドン（約25万1500ドル）にのぼる。利益は約10億ドン（6万2900ドル）。魚の「浮き袋」は100トンの魚から1トンの浮き袋しか取れないため、中華料理の貴重な食材として珍重されている。1キログラム当たり10万ドンの高値で販売可能。年間1000トン強を加工し、中国、タイに輸出している。

輸出市場

フランス、アメリカ、中国、タイ。

労働者数および賃金

雇用労働者数は100人。1カ月の賃金は作業の難易度によって3等級に区分している。等級1が150万ドン、次いで60万ドン、30万ドンとなっている。

今後の課題

魚の干物の市場は安定していないため市況の変化に苦しんでいるが、それを乗り越えるため合理化してコスト削減を図るか、あるいはより高い品質を求める市場に販路を拡大する必要がある。そのため外国製のスライス用カッター、乾燥機などの加工機器類を購入したいが、あまりにも高価すぎて購入不可能である。

(2) バー・ザオ・コエー 55555塩辛・干物会社(Co so mam ba Giao Khoe 55555)

この会社もチャウドック市にある干物・塩辛製造の有限会社である。チュンハイ乾物加工企業ほど生産規模は大きくないが、省の水産物加工部門にお

ける成功企業として名を連ねている。会社創立は1930年、会社名の「Ba Giao khoe 55555」は社長の祖母のニックネームであり、商標としても使われている。加工は先祖伝来の技法によって行われており、主として手動式の機器類で行われている。

会社敷地面積：2000平方メートル。

投資金額：7000万ドン（約3600ドル）。

年間生産能力：公称約80トン。

年間販売量：各種商品，約100トン。

年間収入：10億5000万ドン（約7万7000ドル）。

商品開発・多様化

社長自らが行っている。高級淡水魚の干物，農産物加工（主としてピクルス），ヌックナム。

販売・輸出市場

販売市場は商品の60～70%がホーチミン市の会社に販売され，アメリカ，オーストラリア，EU，台湾などに輸出されている。残りはホーチミン市の市場およびチャウドック市を訪れる観光客に販売している。

労働者数および賃金

仕事量が少ない時期で20人，多い時期には40人。賃金は出来高払い制。

1日の平均賃金は2万5000～3万ドン（1カ月60万～72万ドン）。

問題と今後の課題

当面の最大の問題は食品の安全衛生基準を満たす干物生産が実現できていないことである。そのために加工技術の向上を図ろうとしているが，その分野に関する資料・情報がベトナムでは全く入手できず，日本などの水産物加工に優れた技術をもつ国々からの協力を切望している。今後の課題としては，国内外の市場開拓・拡大である。メコンデルタ各省，ホーチミン市を含む東南地区の国内市場およびカンボジア，ラオス，中国に重点を置くとしているが，北部ベトナムはその対象から除外されている。その理由は，この会社の製品＝干物と塩辛類が北部ベトナム人の嗜好には合わず，

敬遠されているからである。とくに淡水魚特有の生臭さに耐えられないようである。筆者も味見をしたが味は良いが臭いが如何とも耐え難い。市場開拓・拡大が海外在住の南部ベトナム人の多い国などに限定される所以である。今後はメコンデルタのコメの輸出と同様に、仕向け地別の嗜好研究が不可欠であろう。

第5節 アンザン省の農村工業と工芸村・手工業が直面する課題

第3節以下の諸節において、全国の状況の概観を試みた後、アンザン省をひとつの先進的な事例として、そこでの農村工業と工芸村・手工業の発展をケース・スタディ的に概観してきた。農村工業などの発展奨励政策および各生産経営基礎の自助努力によって工芸村・手工業を中心に顕著な発展をみせている。とくに農・水産物の加工を中心とする食糧・食品加工部門である。毎年、平均成長率9.3%を実現し、2004年には農村工業全体の生産額の50%以上を占めるにいたっている。

しかし、ベトナム政府が目指す農村部における農・水・林産物加工工業を中心とする中小企業（合作社などの協同組合形態を含む）の発展が、主要な目的である雇用をどれくらい創出しているのかは必ずしも明らかではない。また農村工業の発展の基盤育成、それと都市部の工業との有機的リンクにより、雇用機会のいっそうの創出には多くの課題が残っている。さらに流通・貿易システムの近代化・合理化も不可欠である。道路、交通・運輸などのインフラ整備が進んでいるとはいえ、不十分である。当面は低利による融資枠拡大などの施策も必要不可欠であろう。

以下は2004年10月の筆者のアンザン省における工業局および各生産基礎からの聞き取り調査に反映された現場の声をまとめたものである。

聞き取り調査に応じてくれた民間企業、合作社などは、地方政府の農村工

業と工芸村・手工業の発展政策，つまり農村工業などの発展のための道路，水上交通などのインフラ整備，低利による融資，無料の技術訓練などを評価しつつも，今後のさらなる発展を期すためには，中央・地方政府がなすべき必要不可欠の施策として，一様に以下の諸点をあげている。

- (1) 生産資金不足の解消，設備投資のための融資枠拡大。
- (2) 生産・加工技術に関する研究資料・情報提供をも含めた近代的な技術の移転。
- (3) 大量の原料農産物などの生産供給体制の構築。
- (4) 市場開拓支援策（市場に関する資料・情報の提供，見本市への参加など）。
- (5) 民間企業などへの直接輸出許可。
- (6) また多くの生産基礎が，徹底したマーケティングを踏まえ，既存の技術を駆使した新たな商品開発と商品の多様化を実現し，市場拡大を目指すという企業などの自助努力の重要性。

ここでは金融，技術革新と技術移転，原料の安定供給，市場開拓など主要な側面すべてにかかわる要求がみられる。生産基礎からの強い要請のある施策は，アンザン省の勤工政策で明確に策定され，すでに実施の努力がなされている。

しかし勤工基金などの融資額は財政上の制約のため少ない。商業銀行による融資拡大，外国援助の利用，外資の活用も大きな課題となっている。また技術移転，貿易・市場開拓などは，民間生産単位のイニシアティブを政府が側面から支えるなど政府と民間の協力関係の促進が重要であろう。

第4節第1項の(1)で紹介したキムチー刺繍合作社主任のキムチー女史はアンザン省人民委員会拠出による地方勤工活動経費によってドイツで開催された見本市に参加し，市場開拓・販路拡大に成功するという先進例もすでに存在している。後に続く成功事例を生みやすくする制度的枠組みを作るのは，中央・地方政府の役割である。また「既存の技術を駆使した新たな商品開発と商品の多様化」は生産・経営基礎の自助努力だけでは，あるいは省レベルの関係幹部にとっても解決しにくい問題である。ちなみに企業，手工業従事

世帯を訪ねた際、日本人が好むサンプルの紹介を依頼されたことがある。このような問題を解決するには外資、海外定住の越僑、ベトナムに生活する外国人との協力も重要となる。市場ニーズをつかむには自助努力と外資が動きやすい環境制度整備も必要になる。具体的な事例として、魚の干物生産会社が干物加工技術に関する資料を探しているが、この種の資料はベトナムでは入手できない。アンザン省の勸工政策にもあるように既存の技術を駆使した新たな商品開発と多様化を実現し、市場拡大を目指すためには、自助努力と政府の支援政策とがかみ合うことが必要である。実際の企業家のほうが経営ノウハウ、技術などをよく知っており、中央・地方政府による勸工活動の内実がかなり遅れている場合もみられる。その場合の政府の役割は、経営者の要求が実現しやすい環境作りであろう。

おわりに

本論でも記したように、ベトナムにおいて、近年、農村工業があらためて脚光を浴びる段階に入ってきている。それは何よりも農村における雇用拡大、所得格差是正などが焦眉の課題となってきたことと関連している。この課題はベトナム経済の国際経済への参入という新たな環境のなかで緊急性を強めている。その政策は試行錯誤のなかであり、その結果、発展させるべき「農村工業」の内実自体が今日流動的な側面をもっている。伝統的な工芸品の発展は重要であるが、同時に農・水産物加工、さらには都市工業の下請けまでを展望した農村工業の政策的枠組みが必要とされるようになっている。また農村工業の政策策定・実施主体が農業・農村開発省から工業省に移行しつつあることは、今日のベトナムの農村工業がベトナム経済全体の発展戦略のなかで位置づけ直されるプロセスとみることも可能であろう。農村工業の実態も地域間格差も大きいのが、今日とくに注目されるのはベトナム全体の農村工業化政策を策定・遂行するうえでの南部の先進性・モデル性である。2004

年の工業省提案による「政府議定第134号」は、アンザン省を含むメコンデルタ12省における勤工活動の実践を総括・補充して策定されたといつてよい。ドイモイ初期において、南部、とくにメコンデルタ主導による「勤農活動」は、ベトナムを食糧輸入国から輸出国へと大躍進させた経験がある。現在の「勤工活動」は、ベトナム政府が掲げた大目標である「2010年までに農業、農村の工業化・近代化を実現し、2020年までにベトナムの工業国入りを実現する」ために必要なステップとして位置づけられる。

国際競争にさらされることを考慮した農村工業化は新たな挑戦であることは間違いない。輸入代替政策に必ずしも依拠できないからである。しかし同時にこの挑戦を積極的に受け入れ、さらに世界市場へ進出する機会ともないうる。ベトナム農村工業・中小企業の成功例の裾野を広げるとともに、弱点をどう克服するか、南部の一部の事例はその可能性を示している。また北部のバッチャン伝統陶磁器村も別の成功例である。それは農村工業そのものの概念と政策をグローバル化のなかで研究する必要性を示唆するものである。本章は、今日のベトナムの農村工業論を深めていくための試論である。

〔注〕

- (1) Nghi quyet so 05-NQ/HNTW ngay 10 thang 06 nam 1993: Nghi quyet hoi nghi lan thuV ban chap hanh TW Dang khoa VII ve viec tiep tuc doi moi va phat trien kinh te-xa hoi nong thon (農村の経済・社会の継続的刷新および発展に関する第7期第5回党中央執行委員会会議決議 1993年6月10日付党中央執行委員会第5号決議)。
- (2) Nghi quyet so 10-NQ/TW ngay 05 thang 4 nam 1988 nghi quyet Bo Chinh tri ve doi moi quan ly kinh te nong nghiep(農業経済管理刷新に関する政治局決議 1988年4月5日付第10号決議)。この決議は、従来の合作社を経営主体とする集団農業から完全な個人農制への移行を決定し、今日のベトナム農業の発展をもたらした画期的な決議である。同時に「農業の専門化」、「その職に優れたものがその職を行う原則」をも打ち出し、営農に優れた農家(営農知識・技術・資金および労働力を有する農家)に土地を集積し、新技術を導入して国際競争力(高品質・低コスト)を有する大規模・機械化農業への最初の布石を打ったものとしてきわめて重要な決議である。
- (3) 農業生産構造および農村経済構造の転換については出井[2004]を参照。

- (4) 工業化・近代化により2000年までにGDPを1990年比で2倍ないし2.5倍に増やすという10年間で「所得倍增計画」を打ち出す。
- (5) Quyet dinh cua Thu tuong Chinh phu ve mot so chinh sach khuyen khich phat trien nganh nghe nong thon (So 132/2000/QD-TTg)(農村の非農業業種発展についての若干の奨励政策に関する首相決定 No.132/2000/QD-TTg)。全12条から構成。
- (6) 政府の農村における非農業業種発展に関する主張内容(第2条):
1. 市場原理にもとづく各生産基礎の発展に関する長期計画を策定し、着実な発展を保証し、環境保全に留意し、農業・農村の工業化・近代化を実現する。同時に伝統的業種の発展を、観光・文化部門の発展に結合させた長期計画を策定する。
 2. 農村の非農業業種の製品、とくに工業用プラスチック、化学物質、廃棄物の環境への悪影響を一部制限するために国内の自然原材料(木、籐、竹、葉)を使用している各業種の製品の消費と使用を奨励する政策を策定する。
 3. 農村の非農業業種基礎、とくに国内と輸出の需要に応え、多くの労働力を吸収し、農村の雇用解決・飢餓一掃・貧困削減に貢献し、民族の文化的価値を維持・発揮させるための伝統工芸の生産経営を奨励、条件整備およびその合法的権利を保護する政策を策定する。
 4. 農村の非農業業種発展に投資する個人、組織の財産、技術的ノウハウ、発明、著作権および工業所有権、サンプル、工業デザインに関する合法的権利および所有権を保護する。
 5. 非農業業種あるいは地方ごとに各協会の自発的設立を奨励し、各基礎の発展を現実的に支援し、各基礎の願望・要望を反映させ、農村の非農業業種発展メカニズム、政策の確定において国家機関に対し意見参加をする。
 6. 各組織、個人が各社会勢力を動員し、農村の非農業業種発展のための支援、アドバイス、情報、マーケティング、勧工、技術研究、サンプル・デザイン開発などの支援活動を奨励し、その条件整備を行う。
- (7) 協同組合法にもとづいて設立された各分野の協同組合の連合組織。
- (8) 第11条: 実施組織。
- (9) 第1条: 農村の非農業業種および適用対象。農村の非農業業種の範疇には、小・手工業生産(農・林・水産物加工・保管、建築資材、木工品、竹細工、陶磁器、ガラス、織物・縫製、小規模機械生産)と美術工芸品の生産および村内・村落間の建設業、輸送業と農村住民の生産と生活に寄与するその他のサービス業を含むとしている。また適用対象は世帯、個人および協作組・グループ、合作社、私営企業、株式会社、有限会社、合営会社となっている。
- (10) 第2条: 農村における非農業業種発展に関する主張、の第1項および第3項。
- (11) 第2条: 農村における非農業業種発展に関する主張、の第2項および第4

条：生産に寄与する原料。

- (12) 第2条：農村における非農業業種発展に関する主張、の第6項。
- (13) 第3条：土地。
- (14) 1999年7月8日付政府議定第51号。
- (15) 1999年6月29日付政府議定第43号。
- (16) 1999年12月29日付政府議定第178号「信用組織の借入金の保証について」。
- (17) 第5条：投資，信用。
- (18) 1999年7月8日付政府議定第51号。
- (19) 料金には2種類ある。電気料，水道料金などの諸経費（phi）と省が建設した道路の使用料（le phi）など。
- (20) 1999年1月30日付政府議定第4号。
- (21) 第6条：税金および料金。
- (22) 第7条：情報，商品販売市場。
- (23) 第8条：科学，技術および環境。
- (24) 第9条：労働および育成。
- (25) “Su can thiet cua viec ban hanh Nghi dinh khuyen khich phat trien cong nghiep nong thon”〔農村工業発展奨励についての議定公布の必要性〕, *Tap chi Cong nghiep*〔工業雑誌〕, インターネット版（以下, *TCCNDT*）2004年3月24日（<http://www.irv.moi.gov.vn/news/?1622549647> 2005年9月23日閲覧）。
- (26) Quyét dinh so 173/2001/QĐ-TTg ngày 6/11/2001 của Chính phủ về phát triển kinh tế-xã hội vùng đồng bằng sông Cửu Long giai đoạn 2001-2005（2001-2005年におけるメコンデルタ地区の経済社会発展に関する政府決定第173号 2001年11月6日付）。
- (27) 勸工政策の策定：企業の支援・育成，投資家への土地使用料の減免税，メコンデルタ地区の工業 小手工業生産へ投資する企業への優先的信用供与。勸工基金は国家財政，各組織，個人の援助金および勸工活動の支援金の返済金で賄われる。
- (28) Nghi dinh của Chính phủ về khuyến khích phát triển công nghiệp nông thôn（So 134/2004/ND-CP）（農村工業発展奨励に関する政府議定第134号 No.134/2004/ND-CP）4章18条から構成。
- (29) 第2条：適用範囲と対象。
- (30) 第2条：適用範囲と対象，および第5条：勸工サービス発展の奨励。
- (31) 第6条：勸工政策を享受できる部門，業種。
- (32) 第11条：土地。
- (33) 第12条：投資優遇。
- (34) 第13条：情報，市場。
- (35) 第14条：科学・技術政策。

- 36) 第3条：勸工活動の内容。
- 37) 第1条：勸工活動の目標。
- 38) 第7条：勸工活動保証経費，第8条：国家勸工活動費，および第9条：地方勸工活動費。
- 39) Thông tư số 03/2005/TT-BCN ngày 23-6-2005 hướng dẫn thực hiện một số nội dung của Nghị định số 134/2004/NĐ-CP ngày 09 tháng 6 năm 2004 của Chính phủ về khuyến khích phát triển công nghiệp nông thôn (2005年6月23日付「政府議定第134号」の若干の内容実施に関する指導通知)。
- 40) “Phát triển cụm công nghiệp làng nghề trong quá trình hội nhập [「国際経済」 参入過程における手工芸村工業団地の発展]，TCCNDT, 2005年8月4日付 (<http://irv.moi.gov.vn/sodauthang/nghiencuutraodoi/2005/8/14691.ttvn> 2005年9月23日閲覧)。
- 41) Bo Nông nghiệp và Phát triển Nông thôn: Đề án chương trình phát triển “môi làng một nghề” giai đoạn 2006-2015 (Đu thao) (農業・農村開発省：2006-2015年時期における「一村一品」発展プログラム草案)。
 「一村一品」はベトナム語では“môi làng một nghề”と表現されている。“nghề”は日本語では「芸」に当たるが、ここではむしろ中国語の「芸」の意味である。つまり「手芸」，「技芸」，「技能」を表す意味であるが便宜的に「一品」と意識した。また「一村一品運動」は、1979年11月に大分県知事の平松守彦氏により、地方の村や町単位の地域経済活性化運動として提唱され、現在では全国的な広がりをみせている。通産省（現在は「経済産業省」）も1984年4月に地域小規模事業活性化推進事業をスタートさせている。なお、日本の「一村一品運動」は韓国、中国をはじめ、マレーシア、フィリピン、タイ、カンボジアなど、とくにアジア太平洋諸国で採用・展開されつつある。
- 42) Bo Nông nghiệp và Phát triển Nông thôn: Đề án chương trình phát triển “môi làng một nghề” giai đoạn 2006-2015 (Đu thao)。「問題提起」部分において、余剰労働力の堆積と農村・都市間の所得格差拡大がますます危機的状況にある、として、co nguy cơ tang them, と表現している。
- 43) 「工芸村」あるいは「手工業村」の定義については諸説ある。その主要な定義内容についてはMai The Hon, chu bien [2003: 9-11] を参照のこと。
- 44) “làng”は村落共同体秩序をもとに形成された「自然村」であるが、農村工業の発展政策においては行政単位の「村」(xa)にこだわらず、行政村の内部に旧来の生活共同体である自然村を存続させる方向がとられている。これは自然村内部における住民の強い共同体的紐帯を基盤にしつつ、工芸村・小手工業を拡大・発展させる政策と考えられる。
- 45) “Su can thiet cua viec ban hanh Nghị định khuyến khích phát triển công nghiệp nông thôn” [農村工業発展奨励についての議定公布の必要性]，

- TCCNDT*, 2004年3月24日付 (<http://irv.moi.gov.vn/News/PrintView.aspx?ID=12260> 2005年9月23日閲覧)。この論文の筆者は、この定義は中国、台湾、タイなどの「農村工業」の定義と同一のものとしている。これは工業省主導の「農村工業」の政策的位置づけの転換と関連しているものとみるべきであろう。
- (46) たとえば、2000年現在の紅河デルタの手工業村数は、各省の報告による総数が668、他の調査結果では581となっている (Nguyen Dinh Phan [2002: 82])。
- (47) JICA「工芸マッピング調査」(国際協力事業団・ベトナム国農業・農村開発省[2003]表4-4-3参照。生産品目分野および性別により平均月収に格差がある。セクター別平均月収は農・林・水産業23万8000ドン、工業28万8000ドン、サービス業40万5000ドン。
- (48) “ Cong nghiep dia phuong khong ngung tang truong [不斷に発展する地方工業], *TCCNDT*, 2004年2月13日付 (<http://irv.moi.gov.vn/sodauthang/congngniepdiaphuong/2004/2/12232.ttvn> 2005年9月24日閲覧)。
- (49) 2003年のコメ輸出量52万トン、冷凍水産物2万3000トン (Tong cuc Thong ke [2005: 906])。
- (50) Ban quy dinh chinh sach kuyen khich va uu dai dau tu doi voi mot so linh vuc, nganh, nghe tren dia ban tinh An Giang (Ban hanh theo Quyet dinh so 522/2002/QD.UB ngay 07/3/2002 tinh An Giang) (アンザン省の若干の領域、部門、非農業業種に対する奨励および優先的投資に関する諸規定)。5章42条および付録から構成。
- (51) 2004年10月の筆者の現地調査時の聞き取り調査。
- (52) 北部では依然として農業・農村開発省が所管している省も多い。
- (53) 第12条：投資優遇条件、および第13条：投資優遇地区。チートン (Tri Ton)、ティンビン (Tinh Bien)、アンフー (An Phu) の各県は20人、その他の県は30人、チャウドック (Chau Doc) 市、ロンズエン (Long Xuyen) 市は50人。
- (54) 第13条：投資優遇地区。
- (55) 第1条：一般規定の第1項および第2項。
- (56) “ Cong ty cua nhung nha nong ” [農民起業の会社], *Nhan Dan*, インターネット版2005/6/10 (<http://www.nhandan.com.vn/tinbaidadang/noidung/?top=38&sub=56&article=33296> 2005年6月10日閲覧)。
- (57) 第2条：適用対象。
- (58) 第14条：土地賃借料の減・免、および第15条：土地使用税の減・免税。
- (59) 第7条：インフラ発展投資による支援。
- (60) 第18条：法人所得税率に関する優遇、第19条：法人所得税の減・免期間、および第22条：個人所得税の免税。
- (61) 第23条：固定資産となる設備・機械の輸入税の免除。
- (62) 第9条：投資支援、輸出支援、および第24条：輸出品の生産、経営投資家へ

の税に関する補充優遇。

- (63) 合作社は合作社法にもとづいて設立されているが、「協作組」は農民任意の組織、あるいはグループ。
- (64) So Cong nghiep An Giang: Ket qua 2 nam thuc hien Quyét dinh 132/2000/QD-TTg ngay 24/11/2000 cua Thu tuong Chinh phu ve mot so chinh sach kuyen khich phat trien nganh nghe nong thon (アンザン省工業局：農村の非農業業種発展のための若干の政策に関する首相決定(2000年11月24日付 No.132/2000/QD-TTg 実施2年後の成果)。アンザン省の工藝村数は91であるが、JICAとベトナム国農業・農村開発省の共同調査では21、農業・農村開発省の事前調査では27となっており(国際協力事業団・ベトナム国農業・農村開発省[2003]、第1編:マスタープラン調査 2-8ページ参照)、アンザン省工業局の数字との乖離が著しい。これも定義の相違によるものと思われる。
- (65) キムチー社長からのヒアリングおよびBao cao nhanh hoat dong 7 thang dau nam 2004 cua Hop tac xa theu may KIMCHI-Long Xuyen(「キムチー刺繍合作社」 ロンスエン市 の2004年上半期の中間報告)。
- (66) 2002年時の全国平均賃金月額額は29万5000ドン。メコンデルタ地区は34万2000ドン(国際協力事業団・ベトナム国農業・農村開発省[2003])。
- (67) カンボジアに群生するトットノット椰子の実を原料とする砂糖。カンボジアの伝統産業として受け継がれている。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 出井富美 [2003] 「国際市場のなかのベトナム農業」(石田暁恵編『地域経済統合とベトナム 発展の現段階』アジア経済研究所)。
- [2004] 「ベトナム農業の国際的な発展戦略と土地政策」(石田暁恵・五島文雄編『国際経済参入期のベトナム』アジア経済研究所)。
- 清成忠男 [1967] 『現代日本の小零細企業』文雅堂銀行研究社。
- 国際協力機構(JICA)・ベトナム国農業・農村開発省 [2003] 『ベトナム国：地域振興のための地場産業振興計画調査』株式会社アルメック、財団法人国際開発センター(2冊)。

<ベトナム語文献>

- Mai The Hon, chu bien [編][2003] *Phat trien lang nghe truyen thong trong qua trinh cong nghiep hoa, hien dai hoa* [工業化・近代化過程における伝統工藝村の発展], Ha Noi: NXB Chinh tri Quoc gia [国家政治出版社]。

- Nguyen Dinh Phan [2002] *Nhung bien phap chu yeu thuc day cong nghiep hoa, hien dai hoa nong nghiep, nong thon vung dong bang song Hong* [紅河デルタ地区の農業・農村の工業化・近代化促進の主要諸施策], Ha Noi: NXB Chinh tri Quoc gia.
- Tong cuc Thong ke [2005a] *Tu lieu kinh te-xa hoi 64 tinh & thanh pho Viet Nam* [ベトナムの64省・都市の経済社会資料], Ha Noi: NXB Thong ke [統計出版社].
- [2005b] *Nien giam Thong ke 2004* [統計年鑑2004], Ha Noi: NXB Thong ke.
- [various years] *Nien giam Thong ke* [統計年鑑], Ha Noi: NXB Thong ke.
- UBND tinh An Giang[アンザン省人民委員会] [2004] *Chinh sach va bien phap phat trien cong nghiep cong thon, lang nghe tinh An Giang* ” (ngay 14/10/2004) [アンザン省の工村工業 , 工芸村の発展政策および施策 2004年10月14日].